

令和 5 年 11 月 8 日

第 3 回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

午前10時開会

○人権・男女共同参画課長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより、令和5年度第3回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、保坂区長より御挨拶を申し上げます。

○区長 皆様、おはようございます。本日は御多忙の中、御出席いただき大変にありがとうございます。日頃より男女共同参画及び多文化共生の施策に対して御理解、御協力いただいていることに、ここの場をお借りして御礼いたします。

昨年11月14日の審議会におきまして、世田谷区第二次多文化共生プランの策定の考え方について諮問をお願いしました。これまで部会及び審議会において活発な御議論をいただいたと伺っております。新型コロナの拡大の影響で一時期減少傾向にあった区内の外国人の皆さんの人口は、昨年4月以降は増加に転じまして、現時点で過去最多を更新し続けております。9月から10月に実施した区民意見募集においても多くの意見をいただきまして、多文化共生への区民の関心が高まってきているものと感じている中、次年度からの4年間を担う第二次プランが果たす役割は極めて大きいと感じております。

今日、審議会からいただく答申の考え方を踏まえ、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例が目指す全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に向けて新たなプランに反映させてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

一方で、男女共同参画に関連した取組みについては、昨年11月より、世田谷区パートナーシップ宣誓を世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓として拡充しました。対象者の拡大、ファミリーシップ宣誓の新設、通称の名使用ができるなど、より多くの人々に御利用いただけるようになりました。思い返せば、2015年11月5日、ちょうど8年前、全国で初めて渋谷区と同日に同性パートナーシップ宣誓制度を開始し、現在に至ります。この8年の間、この宣誓の取組みは全国に浸透し、人口カバー率は7割を超え、自治体数は328、人口でいうと9000万人近い住民がこの制度の下で暮らしているというほど広がりを持ちました。

区においては、11月8日現在、230組のパートナーシップ宣誓が行われています。昨年度スタートしました第二次男女共同参画プラン後期計画ですが、来年度からは男女共同参画に関する区民意識実態調査の実施を皮切りにしまして、令和9年からの次期プランの施

行に向け、この計画についても準備を開始していこうと考えています。今後も審議会の皆様から様々御意見をいただきながら、多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生の推進に向けた次期プランの検討を重ねていきたいと考えています。本日はどうぞよろしくお願い致します。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございました。

会議開催に際しまして、3点お知らせがございます。1点目、この審議会は、傍聴を認め、公開で行います。2点目、審議会での議事について、議事録や当日の資料を区のホームページなどで公開いたします。そのため、速記事業者が入りまして録音をさせていただきます。3点目、内部の記録用として写真撮影をさせていただきます。以上3点につきまして、御了承くださいますようお願いいたします。

また、本審議会は過半数の出席がなければ開くことができないと規定されておりますが、現時点で、委員15名中、現在11名の方に御出席いただいておりますので、会議は成立しております。

次に、議事に入る前に、お配りした資料の確認をさせていただきます。机上の配付資料を御確認ください。まず、次第がございます。おめくりいただきまして、資料1、男女共同参画・多文化共生推進審議会答申（案）、資料2-1、世田谷区第二次多文化共生プラン（案）、資料2-2、世田谷区第二次多文化共生プラン素案から案への修正事項一覧、資料3、（仮称）第三次男女共同参画プラン策定に向けて、資料4、「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況（進捗報告）、以上になります。

参考資料といたしまして、男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者紹介のリーフレットを配付させていただきます。御不足のある方はいらっしゃいますでしょうか。

ないようでしたら、続きまして、次第の2、議事に移りたいと思います。

ここからは、進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願い致します。

○会長 それでは、次第2、議事について進めていきたいと思います。

まず、審議事項(1)「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定の考え方について（答申）です。

このことについて、多文化共生推進部会長から説明をお願いしたいと思います。

○副会長 皆さん、おはようございます。それでは、資料1の世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会答申（案）について御説明させていただきます。

まず、この答申案は、「はじめに」に始まり、その後4つの項目があり、最後の「おわりに」で終了する構成になっております。

「はじめに」におきましては、今回のプラン策定の考え方についての答申に至る経緯や経過を説明、記載しております。

続いて、1の策定にあたっての基本的視点になります。第二次プランにおきましても、引き続き、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」という第一次プランの基本理念を踏まえた内容とすることが望ましいとしております。その上で、この間、新型コロナウイルス感染症の流行について、また雇用情勢やオンライン化等を含めて様々な生活様式が変わってきたこと、そして多文化共生に関わる法改正も行われてきたことなど、社会情勢は大きな変化を遂げました。こうした社会の変化に対応していくことも重要であるということを描きしています。そして、2020年に改定された国の多文化共生推進プランや、世田谷区の関連計画との整合を図る必要があることも描きしています。こうしたことを基本的な視点に置いていることを示しています。

続いて、2、世田谷区の外国人の現状に関してです。ただいま区長からも御説明がありましたが、この間、外国人住民の数が増えてきていること。そして、数が増えるだけでなく国籍の多様化も進んでいること。さらに、今後も外国人住民の人口が増加すること。そして、多国籍化していくことが見込まれていることを記載しております。

続いて、3、第二次プランの基本方針及び施策についてです。第一次プランからの方針を基にしますが、まず、外国人住民が地域で安心して生活ができるように生活基盤の充実を図ること。続けて、外国人住民が地域の一員として様々な活動に参加し、地域社会における活躍の推進に対する取組みを強化していくこと。さらに、多様な文化について区民の理解を深め、人権尊重の視点に立った多文化共生の意識づくりを進め、偏見や差別の解消に向けて一層取り組んでいくことを基本方針及び施策として整理し、記載しております。

4、第二次プランの推進体制です。2020年に、せたがや国際交流センターが開設されました。区は、多文化共生の拠点として、情報発信や区民・団体等とのネットワークづくり、住民が気軽に相談・交流できる場の提供など、様々な取組みを行っているせたがや国際交流センターと適切な役割分担をし、いわば車の両輪となって推進していく体制を強化していくことが望ましいということ。そして、区民や関係団体、関係機関とも連携を図りながら、多文化共生の取組みを進めていくことが重要だということを描きしております。

最後の「おわりに」になります。こちらでは、第二次プランの策定に当たっては、第一次プランの施策、取組みを振り返り、そして第二次プランにおける重点的に取り組む施策も明らかにし、そして、プランに示された施策を着実に推進していくことを求めることを記載しています。

以上、第二次多文化共生プラン策定の考え方について、多文化共生推進部会の案としてお示しいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。皆様には、資料1、世田谷区男女共同参画・多文化共生審議会答申（案）をお配りしております。この答申案の内容をもって答申を行いたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

よろしければ、区長から諮問されている計画に対する答申を行いたいと存じます。

それでは、事務局、よろしいでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 それでは、ただいまより、会長から区長へ計画の答申をいただきますと存じます。

それでは、『世田谷区第二次共生プラン』の策定の考え方について「答申」について、会長から区長に手交いただきしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 答申第3号令和5年11月8日。

世田谷区長 保坂展人様。世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会会長、江原由美子。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月6日条例第15号）第9条の規定に基づき、令和4年11月14日に諮問を受けた諮問第3号について、別紙「世田谷区第二次多文化共生プランの策定の考え方について「答申」のとおり、答申いたします。

〔答申を区長に手渡す〕

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。計画の答申をいただきましたので、区長から御挨拶申し上げます。

○区長 ただいま会長から答申を受領いたしました。外国人人口もどんどん増え、また実際に少子化の影響もありまして、働く現場では大変な人手不足ということがございます。

日本は円安で、また本当の人権尊重というところで、多々これまで外国人の皆さんの研修生・実習生制度など非常に大きな問題がある取扱いをしてきた。ここで本当に大きな転換

ができ、そして多文化共生ということを名実ともに実現できるかどうかの試金石かと思えます。また、男女共同参画は、まだまだ感情的反発も含めて根深い性別分業みたいなことを前提にするような感覚というのが残っているかと思えます。セクシャルマイノリティーの方々の人権も含めてしっかり取り組んでいきたいと思えます。答申をこれからのプランに活かしていきたいと思えます。ありがとうございました。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございました。区長は、この後、公務がございませんので、これにて中座させていただきます。

この後の進行につきまして、また会長にお戻しいたします。会長、よろしく願いいたします。

○会長 それでは続きまして、審議事項(2)「世田谷区第二次多文化共生プラン（案）」についてに移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○文化・国際課長 資料2-1、2-2、世田谷区第二次文化共生プランの案について御説明させていただきます。

ただいま審議会から、この計画策定の考え方についての答申をいただきましてありがとうございます。区はこの後、答申の考え方にも基づきましてプランの策定を進めてまいります。この間、多文化共生部会でも、ただいまいただいた答申の内容とともに、多文化共生プランの案についても並行して検討を進めていただいておりますので、そちらでいただいている御意見、それから素案について区民からいただいた意見を反映させた形で、素案から案ということで本日お示しさせていただきます。

資料2-1がプランの案の本文になります。資料2-2は素案から案へ修正した主な事項ということで記載させていただいております。この後、資料2-1のページに沿いながら御説明させていただきますが、併せて資料2-2も見比べながらお聞きいただければと思います。

資料2-1ですが、まず、第1章、計画の背景、6ページになります。計画策定の趣旨・背景を記載しておりますが、前回の素案の議論の中で、用語の使い方として、「外国人」もしくは「外国人等」「外国人住民」と、外国人の方を示す様々用語が混在している状況が見られましたので、本計画の中では統一を図っております。基本的な考えということで、6ページの下にございますけれども、本計画の中での「外国人等」というのは、条例の規定に基づきまして、外国籍を有する者及び外国にルーツのある日本国籍を有する者

などを含むとともに、この計画の中では、国籍、民族等の異なる全ての人々を対象ということで「外国人等」という言葉を使っております。なお、まだ中に「外国人」という表記が残っている部分はございますが、これは調査をした中で、対象としてこういう使い方をしているとか、調査の名前が「外国人」ということで使っているものがございますので、それについては言い換えをせずにそのまま使っております。また、「外国人住民」という言葉も残っております。こちらは、外国人の中で住民登録がある方を「外国人住民」ということで定義をしておりますので、日本人住民と併記しているような場合や、調査の対象として書かれている場合について「外国人住民」という言葉も使っております。それぞれの局面によって定義が微妙に違うものが混在する結果になっておりますけれども、事務局としては、今申し上げたような考え方に沿って用語の定義、見直しは計画全体について図ってございます。

続きまして、次ページの国、都、区の動向等については変更ございません。

18ページを御覧ください。せたがや国際交流センターについて、今回の計画の中でも一つの柱になりますので、コラムという形でより柔らかい表現で、分かりやすい形にして見開きで説明を入れてございます。クロッシングせたがやの開設に至ったことであるとか、19ページでは、区と、せたがや国際交流センターの役割についてそれぞれ記載しています。せたがや国際交流センターの役割として、多文化共生、国際交流等に関する情報発信、相談先の紹介ということで、海外との交流や人権などに関する展示やSNS、メールマガジン等を活用した情報発信を役割として担っております。また、そのほか区民が主体的に行う活動の支援であったり、国際交流イベントの実施であったり、なかなか区の中で実施しにくいもの、より小回りが利いた形でできるようなものを役割として担っていくとしています。

続いて、21ページ以降は、第2章、第一次プランの評価ということで、前回素案の中にはございませんでした現行のプランの評価を22ページ以降に追記しております。22ページは、第一次プランの評価です。まず、全体の多文化共生の推進に向けた数値目標及び結果について数値を載せております。目標値が80%以上ということですが、2023年度の結果数値が37.7%ということで、一次プランを策定したときよりも6.2ポイント上昇しておりますけれども、目標にはかなり届かない結果になっています。

そのほか、基本方針の1、2、3それぞれに、第一次プランの策定時の数値、2023年度の結果数値、そして目標値ということで記載しております。それぞれ目標値が80%と高い

目標値を設定しているということもございますが、結果の数値についても数ポイントの増を図っているもの、25ページでは、外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合等については、第一次プラン策定時より若干減少している状況がございます。それぞれ区としてそれらの数字に至った結果の推測及び今後取り組んでいく必要があることということの評価の中で記載しております。

続いて、27ページ以降が第3章、計画の概要になります。28ページの計画の位置づけについては、区に関連する計画、中段の左側の部分、関連計画の中でスポーツ推進計画を追加したり、国、東京都のところでヘイトスピーチ解消法や東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例など、新たな関連する条例、法律等を加えたりしてございます。

29ページはSDGsの推進に関する部分ですが、本計画に関連するSDGsのゴールについて、前回の素案に、目標1の貧困、目標5のジェンダー、目標8の成長・雇用についても関連すると考えまして、追加しております。

続きまして、33ページですが、計画の重点施策についてです。それぞれの基本方針の項目自体に変更はございませんが、③基本方針3のところ、「年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無等にかかわらず」という表現に変えております。これは、世田谷区が条例及び男女共同参加参画プランなどで、男女だけでなく多様な性を含めた全ての区民が尊重されて、自らの意思に基づいて個性、能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すとしてございます。

こういったことを踏まえて、今、世田谷区は本計画以外にも様々な計画をちょうど策定しているところに当たりますので、多様性の尊重における表記を区の姿勢として整理しまして、今読み上げました表現で、この計画の中、考え方を表記することといたしました。

続いて、34ページが数値目標、新たな計画の数値目標となります。先ほどの各施策における第一次プランの成果を踏まえて数値目標を設定いたしました。目標値については、現在の計画が全て80%とかなり高い、到達するのが厳しいというふうに受け止めておりましたので、それぞれの目標値については直近の数値から見て、それから今後の取組みを行っていくものを踏まえて、そこまで何とか区として実現をしていこう、達成しようというところの数値に置き換えた形にしてございます。

続いて、第4章は施策の展開になります。36ページは日本語支援の充実ということで、区民の意見等からも、地域の日本語教育についての御意見をいただいておりますので、地

域の日本語教育に関わる各主体の方との情報共有を行うということであるとか、それらの交流を通じた学習機会などを多様な手法で創出していくことを検討していくことを方向性として掲げ、具体的取組みの事業の中では、日本語教室の連絡会の実施やオンラインでの日本語教室の開催の情報提供等を追加してございます。

続いて、39ページの生活基盤の充実【重点】の項目についてですが、中段の文章で、「住宅、就労、子育て等の問題」ということで、外国人の方が抱える問題の具体的なところを表記しました。特に子育てについては、計画策定する中で、地域の子育て団体の方が運営されているおでかけひろばに伺って、実際に利用されている方のニーズであるとか、そういったところについてもお聞きしております。具体の施策については、この後、充実させていく必要があると思いますけれども、子育てという観点についても、今回の計画の生活基盤の充実という中で加えさせていただいております。

そして、基盤の充実では、やはり相談というところをひとつ強化する必要があると考えておりますので、区の相談窓口で、現在も導入しておりますけれども、タブレット端末による多言語の通訳のサービスを拡充して、窓口における言語の壁を少しでも下げようということで、配置する窓口の拡大等、記載しております。また、外国人の方、特に転入を今されている方に向けては、生活情報冊子「ライフ・イン・セタガヤ」を皆さんにお配りしておりますけれども、この中身についても、特に災害対策に関する部分等、不十分なところも認識しておりますので、必要な情報は何かという視点で見直しを図っていきたいと考えております。

それから、41ページは、今お話をした災害等に対する備えの充実ということで、外国人の方が正確に情報を受け取るだけではなくて、その情報に基づいて適切な行動が取れるように分かりやすい情報発信が必要ということを、課題として捉えております。

取組みとしては、I C等の活用ということで、取組の一番下のところ、世田谷区の防災ポータルサイトを9月に開設いたしまして、避難情報とか避難所の開設情報等を多言語で発信する仕組みを整えたところでございます。

続いて、44ページは、多文化共生の地域交流の促進ということで、地域における取組みという中では、地域づくりに関する担い手を育成していくことが重要だと捉えまして、ボランティアの養成であるとか、多文化理解の講座などを実施して、地域で多文化共生の担い手となっていただける人材の育成と、その方々も含めて外国人住民との交流等を進めていくことを取組みとして記載しております。

45ページは、地域活動に外国人の方に参加していただきたいということで、区内におけるイベントであるとか地域活動などの情報の提供を、できるだけ分かりやすく広く外国人の方に伝えて、参加促進を図っていききたいということを追加しております。

46ページは、区政への参画推進ということで、外国人の方の意見を聞きますという取組みに加えて、日本人の住民にも多文化の共生に関する意見等を伺った上で反映させていこうということでの調査を実施したいということで取組みを設定しております。

47ページでは意識の醸成ということで、取組みとして、英語による絵本の読み聞かせの事業であるとか、区立図書館による子ども向けの多文化理解のイベント等の実施について記載しております。

最後に、53ページが第5章の推進体制になります。54ページの下のところでは、区民・関係団体・関係機関についての記載を増やしております。東京都、他の地方公共団体と連携協力して取り組むということに加えて、条例の中で記載しておる中身になりますが、区民、関係団体、関係機関について望まれること、事業者について望まれること、こちらも推進体制ということで記載を追加しております。

素案から案への変更になった主な点についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして御質問や御意見を承りたいと思います。特に数値目標等については、いろいろなお考えから前より下げた形でのプランになっている等の御説明もございましたので、そのあたりのことも含めまして、御質問、御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

差別や偏見がないと思っている人が多いということは、確かにプラスにも評価できますけれども、気がつかないという場合もございますので、それが下がっているということは、必ずしも悪いことと取っていいのかどうかということは気になりました。むしろ問題があると思っている人が増えているから、それだけ自覚するようになったから下がっているという気もいたしまして、客観的には差別は残っているのに、ほとんどの人が差別がないと思っているという状況はあまりいいことではないと思ひまして、この辺の数値目標は難しいと思ひながら伺っていました。

どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

○副会長 皆さんが考えている間ということで、2点あります。国の取組で第一次プラン以降の取組みとして重要な取組みで、1つは文化庁の地域日本語教育体制づくりで、そ

の点について前回の部会で加筆していただきたいというお話をしたと思います。36ページの上から6行目に加筆していただいているんですが、これだといつから始まったかが分からないのですが、これが始まったのは何年度でしょうか。

○事務局 区として活用を始めたのが令和4年度からになります。

○副会長 そうしたら、令和4年度（2022年度）から始めましたと言を入れていただくと、よりいいのかなと思ったことが1点です。

もう一つの国のイニシアチブで始まった取組みで、全国に多言語の相談窓口を開設するという入管庁の事業があって、これも世田谷区は手を挙げて始めていると思うんですが、これは何ページを見たらいいですか。これも前回の部会でお話をしたと思います。

37ページの多言語化のところを見て、ここには入っていないなと思いました。今、全国で200か所を超えているんですけども、23区だと手を挙げているのが新宿区と、まだ2つか3つなので、世田谷区が国と連携して多言語相談を推進しているということは評価すべきことだと思うので、もしまだ載っていなければ載せていただきたいと思いました。

○事務局 在留管理庁の外国人受入環境整備交付金の活用につきましては、24ページの評価の部分、上から4行目に記載してございます。

○副会長 評価のところよりは、37ページの現状と課題のところのほうがより目立つというか、いいのかなと思いましたけれども、もし不都合がなければ移していただけるといいのではと思いました。

○文化・国際課長 取組みと連動した中身になりますので、そこと併せた記載のほうが確かに分かりやすいと思いますので、場所はこの後検討させていただきますけれども、取組みとリンクして世田谷区はやっているということで、より目立つ記載に改めたいと思います。

○副会長 世田谷区が誇っていい取組みだと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員 39ページの生活基盤の充実のところです。私も、世田谷区におでかけひろばなどたくさんあるので、民間のひろばとの連携をとということをお伝えさせていただいて、ここに追記いただいたと御説明いただき、ありがとうございます。まだまだ具体的な連携は探っていくということでしたけれども、施策の方向性の連携先に子ども家庭を入れる、おでかけひろば事業を記載することというのは難しいことでしょうか。せつかくであれば、ここにも何か連携があればいいなと思いました。

○文化・国際課長 おでかけひろばへ行ってお話を聞いたというのがごく最近なものです

から、その中で数々の示唆や御提案をいただいているところもあります。広場に限らず、子育てをしているところ、できるだけ広いいろんなところでキャッチをしてというところが必要かと思っておりますので、少しでも具体的なところをこの後、最終案に向けてもう少し目出しをしていきたいと考えております。

○委員 日本人住民への意識調査についてですが、今回、日本人住民への意識調査という言葉がされていますが、例えば日本人区民への意識調査、外国人区民に対するいろいろな捉まえ方等々を恐らくお聞きされると思うのですが、そのすみ分けはいかがお考えでしょうか。

○文化・国際課長 基本的な考え方、捉え方としては同じかと思っております。ただ、この計画の中では、日本人区民ではなくて日本人住民、それに対比する表現として、外国人住民という形で、先ほどお話ししたように整理させていただいておりますので、意図としては同じかと思えます。特にこの事業は、外国の方ではなくて日本人の住民、区民の方というところでの調査が必要ということでの書き分けをしているつもりですので、御意見の意図については酌ませていただいていると思えます。

○会長 外国人参政権に関連する呼び方に対する御質問でしたが、そういうことも含めていかがでしょうか。世界ではかなり多くの国々で、特に地方自治に関連しては参政権を認めている国も多いようですが、日本ではそれに対する議論は、合意を得るほどには進んでいないというところがあります。副会長のほうが御案内だと思いますが、そういうことも含めまして、何か御質問、御意見等がありましたら。

区民とか市民という言葉は、そういうラインがあるのでしょうか。

○副会長 議論が進んでいないというよりは、結構議論はあって、むしろ、与党においては反対意見が多いというのが現状かと思えます。

○委員 質問があるのですけれども、まず先ほどの件ですと、市民という言葉は、多分強く市民権という単語につながってしまうので、その中で政治的な意味合いも含まれると思うのですけれども、住民、区民についてはそこまでではないようです。でも、おっしゃられるとおりの現状でございます。

こちらで言わせていただきたい点ですけれども、母語教育の点で、47ページの多様な文化を受け入れる意識の醸成のところですが、議論がありまして47ページに追記してくださいまして、ありがとうございます。今のところは外国にルーツを持つ子どもが母語などに触れられる機会の創出に取り組みますと書かれているのですけれども、それ以外に

も図書館などで様々なイベントを行うということも追加されたかと思います。もし可能であれば、将来を見据えてということで、具体的に何が可能なのか、少しでも追加いただいたり、あるいは意味合いを持っていただいたり、お願いできればと思います。

理想ではあるんですけども、例えばスウェーデンでは、とある学校にスウェーデン語以外の言葉を母語とする子どもが1人でもいれば、週1で言葉のレッスンを受ける権利が発生します。学校ベースでもいいですし、区役所ベースでもいいんですけども、世田谷区は少なくとも言語の数で言うと7から9ぐらいにはなるでしょうけれども、でも、そういう権利、自分の母語に触れる、積極的に勉強できる権利というのが将来的に、例えばこのプランの段階でなくてもいいと思うんですけども、そういう意味合いを含めていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○文化・国際課長 もちろん部会等でも御意見をたくさんいただいているので、1つのポイントになると思っておりました。計画の中では、今お話をいただいたような母語等に触れられる機会の創出に取り組むということ、まず全体の施策の方向性として定めて、この計画期間の中で、施策の方向性に伴って、今現在、その下のところに取り組みが書いてありますが、これだけしかやらないわけではないので、これから4年間の計画期間の中で、この施策の方向性に基づいてできること、やっていないことが今よりできるのではないかと考え、進めていくためにこの計画に書いてあると思っています。区としても計画をつくって終わりではありませんので、毎年この計画についてどこまで進んでいるかという確認をしていくことを行っていきますので、その中でも新しいものが出てくれば、ヒントが出てくれば、取り入れていくという姿勢になるかと思います。

○委員 ありがとうございます。

○会長 やはり母語に関連しては、世界全体で母語を尊重する、そしてそれを引継ぐ、そういう人材の育成という観点からも、たしか台湾も週1で母語の授業がある。これは戦略的にかなりやっています。その国が将来どんな人材を育てていくかということに関連する、非常に戦略的な問題でもあるので、ぜひ広い視野で、そしてプラスの効果はかなり大きいです。そこのところも含めてお考えいただくと、この問題に対する見方が変わってくるんじゃないかと。母語を持ちながら、なおかつ日本の文化や言語に詳しい人材が育っていくということは、恐らく外国人の比率が非常に高くなっていく今後の日本社会や国際化の状況から考えると決してマイナスではない、それどころか非常に重要な施策だと考えることもできると思います。

そういうことを含めまして、今後とも十分に、そののところにいったわけですから、そこからプラスの方向での展開を私も期待したいと思います。

外国人支援というと、日本語教育ということばかりが出てくるのですが、それだけでは子どもの精神的安定や、十分な発達ということを考えても十分ではないということをぜひお考えいただければと思います。

ただ、難しいですね。両親がそれぞれ別な言葉を使って、しかも、それが両方とも日本語ではない場合は、特に横浜にいとそういう子どもが多いと聞いておまして、非常に難しい問題が生ずる。つまり母語が何か分からないと。両親のどの言葉も片言では知っている、日本語もしゃべれるけれども、どれが母語かという問題になると、かなり学習能力の育成ということに関連して難しさが生じるとも聞いておりますので、今後この言葉の問題というのはますます難しい対応を、恐らく社会的には迫られていくと思っております。

いろいろ言語の問題が出てきましたが、多文化共生では中心的な問題ですね。

ほかはいかがでしょうか。御質問などありましたら、お願いいたします。

○委員 今のことにも少し関連するかもしれないんですが、素朴な疑問のレベルなんですけれども、47ページの基本方針3のところ。言語、母語についてなんですが、世田谷区の在留外国人の内訳では中国人の方が一番多いというところで、47ページから48ページのところを読むと、中国語関係というのがあまり見当たらない感じがして、英語による絵本の読み聞かせとかはあるんですが、中国語関係の取組みというのはどうなっているのかということ。距離的に中国、台湾もですけども、近いので、日本人の人が中国へ旅行とかにも行きやすいし、お互い交流を図りやすい距離というのと、その割に英語よりもすごく壁があるというか、漢字は予想がつくかもしれないんですが、やはりきちんとは理解できないし、日本人としてもなじみが、理解ができるレベルでは少ないということからすると、中国語の取組みというのもあったほうがいいんじゃないかなと思いたしたので、その点の意見です。

○文化・国際課長 確かに御指摘のとおり、割合としては中国の方が多いというところもありますが、結果として取組みの中では出てきていないというのが現状でございます。理解イベント、多言語の中に中国語も含まれているというところが現在の取組みとしては表れているところになります。

この後、多言語化の取組みを進めていく中で、各言語に対して担い手の方、いろいろな取組みをやっていくときに加わっていただける、手伝っていただける方が必要になってく

るところがあります。なかなか今、中国の方のそういった人材が確保できていない、そういった視点も持っていなかったというのもありますので、外国の方の数等に合わせた事業の取組みも必要かと思いますので、今後のイベント事業を進めていくところでは念頭に置き、特に人材育成のところでは注視していきたい、何かしらの取組みを取り入れられればと思います。

実際の情報提供というところでは、もちろん中国語は必ず、英語以外にも表記を使っていくという方針は持っていますので、情報を伝えるというところでの取組みは一定程度ベースがあると思いますが、明確に参加していただくとか、特に今回の母語に関する取組みは弱いかなと思しますので、今後検討していきたいと思います。

○会長 よろしいですか。国際情勢の変化もあって、どの国の方がたくさんいらっしゃるかということは、今後も大きく変わっていくと思しますので、それぞれに対応した対応が求められるということは当然だとしましても、もう一つ、人数が多いということは、状況によって違いますが、割と社会がまとまってその母語で暮らせる環境がある場合もありますね。そういうことも含めまして、多いからたくさんということももちろん考えなければいけないんですが、むしろ少ないから母語保護のようなことも必要になってくるという多様な観点から、母語のフォローに関連しては施策を展開する必要があるのだらうと思いがら伺いました。

ほかにいかがでしょうか。よろしければ次の報告事項に移らせていただきますが、よろしいですか。

それでは次に、報告事項(1)に進みます。報告事項(1)は、(仮称)第三次男女共同参画プラン策定に向けてです。

このことにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 まず、(仮称)第三次男女共同参画プラン策定に向けてということで、資料3を御覧ください。

まず初めに、平成29年度から10年計画としてスタートしました第二次男女共同参画プランですが、その後期計画としまして、令和4年度に第二次男女共同参画プラン後期計画として、今現在スタートしているところがございますけれども、令和9年度からの次期プランの策定に向けて準備を始める時期に入っております。

資料3では、次期プランの策定に向けて、全体のスケジュール案をお示しさせていただいております。各種調査につきまして、来年度の男女共同参画区民意識実態調査を皮切り

に、令和7年度に男女共同参画区内企業実態調査、また、それと並行しまして職員の意識調査、広報広聴課で実施しております区民意識調査も参考にしまして、これらの調査を踏まえ計画策定を進め、令和9年度の施行を予定してございます。

その間、部会や審議会の皆様に適宜、諮問、答申、プランに対する意見等をお伺いしながら、庁内でも作業部会、幹事会、推進部会と職層ごとの会議体で協議を行いまして、適宜関係団体との意見交換やパブリックコメントを経まして、次期プランに結果を反映したいと考えてございます。

その初めといたしまして、来年度には、資料左上にございますが、男女共同参画に関する区民意識実態調査を予定してございます。こちらの区民意識実態調査については、プラン策定に合わせ5年ごとに実施している調査となります。当調査は経年調査を基本としているため質問事項の多数は経年比較をしておりますが、新たな施策や社会情勢、また部会、審議会等の皆様の御意見も踏まえまして、質問事項の追加や削除等の調整を行ってまいりたいと考えております。

現在、事務局では、社会情勢等を踏まえまして、例えば男性についての支援ですとか、LGBTに関してのこと、そういったところも調査項目に反映していきたいと現在の段階では案で考えておりますが、いずれにいたしましても、調査設計を含めまして、今後、質問項目や質問の仕方、これらを整理いたしまして、部会からの御意見も反映させた上で、審議会の皆様に改めてお示しさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上が私からの次期プランの策定に向けた御報告となります。

○会長 どうもありがとうございました。今の御説明につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。ありましたらお願いいたします。

まず、第三次男女共同参画プラン策定に向けてという大きな方針、それについて調査から始めるということで、その調査項目が、男女共同参画区民意識実態調査、区内企業実態調査、職員意識調査、あとはいつもやっている区民意識調査などを参考にして、第三次プランに向けての調査から始めていく。これを来年度には始めなければいけない。

その後、実際にプランとか、パブリックコメント等を経て、三年ぐらいかけて第三次プランに行くわけですが、その大きな流れに関連するような御質問や御意見、また特に来年度すぐ始まる男女共同参画区民意識実態調査に関わる御意見、御質問でも結構です。どなたかありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

この調査の種類というのは大体決まっているのですか。別の調査もやってほしいという

御意見をいただいても無理なのでしょうか。大体いつも区民意識実態調査、企業調査、職員意識調査をやっているわけですね。その辺で何か皆さんがお考えの調査、データとしてこういうものも要るのではないかという御意見等がありましたら、それも今の段階ならばまだ少し可能性はある、調査をしなくてもデータを集めることはできますが、いかがでしょうか。

○委員 前回の調査の設定内容のところでは郵送調査とウェブ調査がありますが、ウェブ調査の標本が300、郵送調査が3000となっています。とウェブ調査を増やすと回収率が上がるかもしれないと思いました。例えば回収率を上げるために工夫されることなど、何かお考えがあればお聞かせいただければ幸いです。

○事務局 それにつきまして、今、事務局で考えてございますのが、前回実施した調査は、例えば郵送で送った方に関しては郵送で回答いただいていた。ウェブ調査は行っていたんですが、これは郵送で回答率の低い20歳から40歳未満のいわゆる若者世代に向けてウェブ調査を行っているやり方でした。今回、事務局で考えてございますのが、皆さんに、統一のQRコードつきの調査票をお送りしまして、紙の回答、ウェブでの回答、どちらでもできるような仕様でやっていきたいというのが原案でございます。

○委員 外国籍の方も対象になっていることもあって、前は日本語ルビつきと英語調査、回収というかたちでしたが、多国籍化というところがありますので、もう一歩何か工夫があると、違った意見も広く聞くことができるかもしれないと思います。例えば言語を少し増やしてみるなどが考えられます。

QRコードは、そのほうが便利かと思われま。ありがとうございます。

○会長 その辺はいかがでしょうか。多文化共生の観点から、多文化対応のようなこともお考えでしょうか。今のところのお考えがありましたらお願いします。

○事務局 そのような視点で、様々な人から多様性というところでいろんな御回答、御意見をいただくことは非常に大事なところだと思っておりますので、そういったところも勘案しながら調査設計をしていきたいと思っております。

○会長 前回の全体の調査でも、そういう多文化共生に関連する対応は取っていたのでしょうか。もし分かったら結構です。

○人権・男女共同参画課長 先ほど委員からおっしゃっていただいたように、ルビつきのやさしい日本語的な調査票と、英語の調査票、その2パターンを用意して調査の対応をさせていただいたところでございます。

○会長 たしかサンプリングして3000人へ出していますが、数%というのはどの程度ですか。

○人権・男女共同参画課長 外国籍の方に関しましては、発送の段階で世田谷区に住所のある方の中で割合を出させていただいて、3000人の中の80人を抽出して調査を依頼したという状況です。

○会長 前はこのような対応ですが、これでよろしいか御意見がございましたらお願いいたします。

ルビつきのやさしい日本語による調査票、英語の調査票を両方とも外国籍の方に送っていたのでしょうか。選べるというのは、後で請求するのか、最初からその2つを送っているのかという違いはあるのかと思いながら伺っていました。

○人権・男女共同参画課長 そのあたりは確認してみたいと思います。

○会長 そういうことは結構大事なので、あるいは今度は別な形でやる。例えばたくさん送るのは大変だけれども、QRコードですぐにいろいろな多言語で対応が取れることになっていれば、その辺はお考えいただいてもいいと思います。前回は80名ほどの方を抽出して、そこで同じ意識実態調査の調査対象にさせていただいたと。

回収率は全体でたしか3割ぐらいでしたか。それも確認を。

○事務局 全体で33.2%です。

○会長 前回の回収率はそのくらい、今回はどうなるか。増やすためには、先ほど言ったQRコードによると。あとは、インセンティブみたいなものはあまり考えていないですか。結構最近では、調査すると何かもらえるというのも考えていらっしゃるのかなと思ったのですけれども、いかがですか。

○事務局 インセンティブとしてそれを実施するかどうかは、また費用対効果のところがあるんですが、例えば紙で回答する人に関しては、書くものがないということで調査をやめてしまう方も一定数いる可能性がございますので、そのところで例えばボールペンか何かを入れる。ただ、ボールペンだけではあまり面白くないので、やはりらぶらすの宣伝であったり、男女共同参画に関する何かをQRコード、そういった付加価値をつけてのものもいいのかということも思案してございます。

○会長 いろいろお考えだということは伝わってまいりました。皆様からも、御意見や御質問がございましたら、お願いいたします。

○副会長 企業の調査で御質問をしたいと思います。多文化共生の分野で近年企業の役

割、あるいは企業の貢献への関心が高まってきていまして、令和3年3月の企業調査の報告書を見ますと、調査項目の中に多様性の尊重というのがあって、これは何を聞いているのかと思って見たのですが、質問が3つあって、条例の認知度、パートナーシップ宣誓の認知度、性的マイノリティーへの配慮が入っていました。それで、考えたんですけども、例えばここに外国人社員への配慮とか取組みとか、そういったことを付け加えていただくのはどうなのか。

これは部会でもお話ししたんですが、2021年度から、群馬県と浜松市で、外国人社員が活躍している企業の表彰制度が始まっていて、世田谷区でいきなりそういったことを始めるのは難しいと思うのですが、いずれ多文化共生の分野でも企業に対する調査というのも有意義な取組みになっていくのかなと思っていまして、そういった意味で、この調査は男女共同参画に関する調査となっているので、方向性として多文化共生は多文化共生で別途調査をするのが望ましいのかもしれないですが、まずは企業に対する調査の中で、多様性の尊重のところに1つでも外国人社員に関する質問を入れていただくとか、そういった方向性もあるのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○会長 今、企業調査はやっていない。

○副会長 世田谷区は何もないですね。

○会長 今は、多文化共生に関わるような企業調査というのは特別に行っているわけではないという認識でよろしいですか。あればこれでやる必要はないのですが、ないとするならば企業調査も必要だと、ここに入れられないかという御質問と御意見だったと思います。

皆様から御意見をいただいても結構ですし、事務局のお考え、どのようにしたらできるかとか、できないかとか、それらのお考えがございましたら先に伺っても結構です。一応分かれているから別々だということかと思いついて伺っていました。

○人権・男女共同参画課長 この審議会の性質上、そのような御指摘、御意見も出て当然だと思います。企業向けの男女共同参画に関する意識実態調査ですが、やはり男女参画に関しての調査として聞きたいことがまだまだたくさんある状況で、前回の調査のときは質問項目が多過ぎて、例えば設問1の中でも枝分かれしていて、すごく細かいことを詳細に聞かせていただく形での調査を行ったのですが、その結果として回収率が非常に下がってしまったところがあって、区内企業の男女共同参画としての実態を捉えるような調査になり得たのかという課題が大きくあるというところもございますので、今副会長から御指摘

いただいた内容も含め、今後どのような調査が望ましいのかという部分について、きちんと審議会、部会の御意見もいただきながら検討していきたいと思っております。

○会長 調査項目数ということが調査を考える上で非常に重要で、今、質問数を削減するのにかなりアップアップしていると。これは回収率が16.何%と、先ほどの区民意識調査のさらに半分以下であることを考えますと、調査項目数や方法などについて、さらにいろいろと検討を加えないと有効な調査にはならないという悩みがあるという中で、確かにそういう御意見も取り入れたいが、それらとの関係で決まってくることもあるという御回答ですね。

○副会長 御回答ありがとうございます。ちなみに、他の自治体での同様な調査の回収率と比べて、世田谷区の16%というのは低いほうなのか、あるいは平均的なのか、その辺はいかがでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 前回、この結果の報告書が取りまとまったときに私のほうで確認したところでいうと低いです。ほかの23区、東京都内の市区町村の調査に比べると、企業向けの調査としては割合が低い。基本的には区民よりも企業向けのほうが下がる傾向はどの自治体でもあったのですが、特に世田谷区は低かった。

なぜかというところを見ると、やはりこの調査を回答するに当たって、個別に調べて集計しないといけないような項目とかがあまりにも多いのではないかとこのところは、1つの原因として考えられると思っております。

○副会長 ありがとうございます。

○会長 今後、これは第三次男女共同参画プランに関わるような調査が、来年度の終わり頃には企業調査もスタートします。事業者を決定して、調査会社との契約を結ぶのが来年度中に入りますので、それに関わる議論だと思いますが、この話とまた別に、多文化共生に関連する企業調査についてもいろいろ御意見があろうかと思えます。このことは今後ともまた議論していくべきことだと思っております。

たくさん調査をすると、企業のほうも調査疲れして無視することもありますので、まとめたほうがいいのか、ばらばらのほうがいいのか、そのあたりもなかなか難しいところですが、企業調査もサンプリングしているわけですね。全数調査ですか。

○副会長 20人以上の全ての事業所。

○会長 全数ですか。そうすると、2回やったら2回くたびれるわけですね。サンプリングなら、前にやったところと違うところですから両方当たるのは難しい。全数調査です

と、なかなか大変ですね。こういう形で調査から始まって、第三次プランに向けての審議が始まっていくということです。調査項目等につきましては、今後とも部会等で議論をしていくと思いますが、よろしく申し上げます。

よろしいですか。よろしければ、報告事項(2)に移らせていただきます。

報告事項(2)は、「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への対応状況です。御説明をお願いします。

○事務局 それでは、私から御報告させていただきます。資料4は、この間、委員の皆様、議会等からいただきました御意見や課題に対しまして、男女プランの基本目標1から4、推進体制の諸課題を項目ごとにまとめまして、その実施内容として進捗状況を記載した資料でございます。

それでは1ページ目から、前回新たに追記しました太字の下線部分につきまして御報告させていただきます。

まず、基本目標Ⅰ、あらゆる分野における女性活躍推進ですが、プラン課題1の固定的な性別役割分担意識の解消といたしまして、以下のとおり、らぷらすゼミにおいて介護をテーマにした講座、親子で楽しむしネマサロンを実施いたしました。また、教育分野の働きかけとしましても、性的マイノリティーの理解やアサーティブな関係づくりに関する出前講座を、このとおり実施しております。

次に、プラン課題2、女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進です。こちらは庁内部局長級で構成される会議体で、各計画へのジェンダー主流化の内容反映について依頼をしております。

プラン課題3、女性のキャリア形成と多様な働き方の支援では、女性のための就労・起業等支援講座、女性起業家交流会の開催のほか、「女性の『働きたい』『働く』を応援する事業まとめ」を区ホームページにて公開しました。また、特別区長会調査研究機構においては、「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマに、若年女性が抱える課題と有効な施策の検討について、10月も引き続き研究会に参加しております。どのような施策に反映できるかを検討しております。

続きまして、2ページ目になります。基本目標Ⅱのワーク・ライフ・バランスの着実な推進です。こちらは、ワーク・ライフ・バランスに関するイベント情報を区のホームページで公開したほか、男女共同参画先進事業者表彰に6事業者より応募がございまして、各事業者へのヒアリングを実施後、8月23日に選定委員会を開催し、結果6事業者全てを先

進事業者として認定いたしました。こちらは11月11日、12日に実施予定のらぶらすイベント、起業ミニメッセの初日、11日に表彰式を実施いたします。また、受賞事業者紹介パンフレットを作成しました。各事業所の取組みを広く周知、普及してまいります。

パンフレットにつきましては、お手元の参考資料、男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者紹介リーフレットを御覧ください。仕事と家庭の両立、女性の活躍推進や管理職への登用状況、多様な働き方、職場環境の整備、こういった観点からこの6事業所を表彰させていただきます。

続きまして、プラン課題6、防災・地域活動等への参画促進では、女性防災コーディネーターの人材発掘・育成について、より実践的な運用に向けて、災害対策課と調整中です。

3ページです。基本目標Ⅲの暴力やハラスメントのない社会の構築です。プラン課題7、配偶者からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実ですが、社会的なニーズの高まりもありますことから、次年度、らぶらすで実施する男性向け事業を拡充する方向で検討しております。現在、電話のみの相談に対しまして、LINEやメールによる相談を追加、また、男性の生きづらさに関する事業の拡充等も予定してございます。また、警察との連携といたしましては、先日うめとぴあにて行われました区内の4警察署をはじめ、様々な団体に会議体にて御参加いただきまして、DVや児童虐待それぞれの課題の共有、ヤングケアラーの困難さと課題の共有や、グループワークを行っております。

プラン課題8の性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実では、犯罪被害者等支援条例の制定が政策決定されましたので、現在の犯罪被害者等支援検討委員会に弁護士、当事者、医療関係者の方々を加えまして、犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会へ改組しまして、当委員会で諸課題について検討してまいります。

4ページ目です。プラン課題9、暴力を容認しない意識づくりとしまして、内閣府が実施しております女性に対する暴力防止に関する運動に合わせまして、11月中に区内において全庁的にパープルバルーンを設置し、普及啓発を行っているところです。こちらにつきましては、こども家庭庁が実施するオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンも11月に当たるため、そちらとタイアップいたしまして、パープルのバルーン、オレンジのバルーン両方をスタンドに取りつけて、庁舎の入り口や各課窓口に展示しPRを実施しているところでございます。

5ページになりますが、基本目標Ⅳ、多様性を認め合い、尊厳をもって生きることがで

きる社会の構築ですが、性に対する正しい理解の促進としまして、らぷらすでの講座や情報誌での普及啓発、このほか教職員・保護者向け区立小中学校の出前授業、区民企画協働事業、これらを通じまして多くの方に学びを提供できるように、保健所、教育委員会、関係所管と連携しながら取り組んでまいります。庁内における連携では、保健医療福祉総合計画の素案にLGBTQへの配慮を記載したほか、各個別計画に男女及びLGBTQ等、多様な性を含めた全ての人が平等に利益を受けられるよう取り組むという内容を反映するように依頼をしております。

6 ページ目の推進体制、方策1、男女共同参画センター「らぷらす」の機能拡充では、7月から、らぷらすの研修室を自習室として開放しているところですが、利用者も安定して増えて好評をいただいている状況でございますので、9月も引き続き開放してまいります。また、地域ネットワークの構築では、様々な分野から8名の委員を選定しまして、第1回の運営協議会を開催いたしました。らぷらすの地域展開についての意見交換を行っております。広報、普及啓発についても、らぷらす紹介リーフレットを年内目途に作成しております。また、インスタグラムを活用する方向で考えております。

続きまして、公平・公正、中立性を担保した事業運営ですが、9月に実施しました離婚をめぐる法律・制度活用講座におきまして、講義の中で一部不適切な行為を助長するような内容、表現が含まれていた等の御指摘を多数の方からいただいております。当講座は、DV被害者支援の充実を目的に、離婚を考える女性を対象として実施いたしました。講義でお話しいただく事例、また具体的内容というのは各講師に委ねているところではございますけれども、区の公式な見解でないものもございまして、主催者の責任としましては、受講生に対しまして、DV被害者には、常に監視されている、そういった方もいらっしゃることに鑑み、トラブルを未然に防ぐということを鑑みまして、らぷらすのホームページに御連絡をいただき、本人確認をした上で御説明させていただきたい旨の内容を掲載してございます。現在2名の方から御連絡をいただき、御説明させていただいているところです。そのほか全ての講座に関しまして、今後は誤解が生じないように、御指摘は真摯に受け止めまして、講座の選定、講義内容の設定、講師の選定等に当たって十分考慮し、より丁寧な講座運営に努めてまいります。

続きまして、方策2、区職員の男女共同参画の推進です。障害者の自立生活など区政全般におけるジェンダーの視点ですが、今後の取組みとしまして、あらゆる分野における事業の計画、実施、評価検証等のそれぞれのプロセスにおいて、性別による不平等が持続し

ないようジェンダー主流化を実践し、また、管理職がジェンダー主流化の理解を深め、職場において具体的に推進していけるよう考え方や進め方に関する手引を作成してまいります。実施内容としましては、庁内部長級で構成される会議体にて、全所属へジェンダー主流化について依頼をいたしました。

7ページ、方策3、推進体制の整備・強化です。4の若年女性の居場所づくり、早期発見・早期支援の仕組みづくりの今後の取組みといたしましては、アプローチが困難であった困難を抱える若年女性たちとつながる仕組みを検討してまいります。

5の各種助成事業の積極的な活用としましては、今後、地域女性活躍推進交付金、民間団体支援強化・推進事業をはじめとしました各種助成事業を活用する予定でございます。実施内容としましては、今年度、国の交付金を活用し、らぶらすで行っております女性相談、男性相談の拡充について申請し、採択されました。

6の基本計画の成果指標と男女共同参画プランの多岐にわたる施策との関連性の分析については、今後、来年度実施の男女共同参画に関する区民意識実態調査において、世田谷区の次期基本計画の成果指標、自分らしく安心して暮らしていけると感じる区民の割合についての設問を設ける予定です。こちらにつきましては、具体的に改めて部会でお諮りし、審議会でもお示しさせていただきたいと考えております。

私からの報告は以上になります。

○会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関して、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。多岐にわたる御説明ですけれども、特にポイントになるところだけ御説明いただいております。

○委員 ここに入れるのが適当なのかどうか分からないですけれども、4ページの2のハラスメントを見逃さない取組みというところで、職場のハラスメントということが書かれているんですけれども、最近すごく深刻だなと思って、社会でもそういう報道はあるんですが、指導者によるハラスメント、特にスポーツ界におけるハラスメントの問題が大きくて、指導する側も、される側も、強くなるためには暴言暴力があっても仕方ない、あるいは必要だという考え方が結構根強いなと思っています。

それともう一つ、女性選手、女性に対する体の正しい知識を持っていない特に男性指導者からの不健康になるようなすごく厳しい指導があったり、それから、なぜか今でもマネージャーは女性で、選手は男性みたいな、一般社会が進んでいくのと全然連動しない形ですごく根強く残っているなと思っているので、多分いろんな年齢層に当たるのかなと思うの

で、ここで何かそういうこともやっていただけると、男女共同参画という視点でも重要ななと思いました。

○会長 スポーツ界の特に指導者によるハラスメント等において問題が新聞報道でかなり散見されておりますが、そのようなことに関連しての展開は今のところないのかということですね。これに関連した御意見でも結構ですし、事務局のほうで何かお考えがありましたら。スポーツ指導者とは区とどういう関係になるのですか。

○人権・男女共同参画課長 広く普及啓発という部分は必要だと思います。そこは男女共同参画で発信できる内容かと思えますけれども、指導の現場により具体的に突っ込んでいくには、やはり教育との連携が非常に重要になってくるのではないかと思います。

教育のほうでも、人権推進教育委員会というのがありまして、その中でジェンダーに対する部分も非常に大事なのではないかとということで、私もその委員会に定期的に参加させていただいて、いろいろ議論させていただいています。そういった中で、今、委員からおっしゃっていただいたような課題についても提起して、議論のそじょうに上げていくことは可能かと思えます。

○会長 可能であれば推進していただきたいことですので、よろしくお願ひしたいと思います。

あともう一つ、女性の身体に関わることの意識がやはり少ないのではないかとすることは、私も新聞報道等のことを感じながら、いつも同じ事例ばかりですが、大学における経験などを思い出しながら感じています。特に女性の身体のことを男性は知る必要がないという社会意識が非常に長い間持たれていた結果、基本的だと思われるような知識すら持たない男性が女性の上司、あるいは指導員みたいな形で、女性に対する指導なり、労働環境を形成するなりを行っているということに関しては、非常に心配しております。

男女共同参画の中に、ジェンダーという言葉が強調するあまり、男女の身体差はないんだというイメージがどこかでつくられてしまったのかなど。そんなことはないんです。生殖に関わるような身体差というのは基本にございますので、その問題と、それ以外の様々なところの能力差ということで、女性だとかうだ、男性はこうだということについては、それは偏見だよという考え方はできますけれども、一定程度の身体差については基本的に認識を持っていただきたいと思います。生理すら知らないみたいな、生理の痛みを男性が感じるための何かをどこかでやっていたね。男の子たちに生理の痛みを感じさせて、すごく痛いとやっていたましたが、そういう取組みのようなものを基本的には知っていた

だきたい。妊娠はどういうことでどのくらい大変なのかと。なければ、その方たちに対する配慮もできないというあたりがやや心配なところを私もかなり感じております。

それから、自衛隊におけるハラスメントの報道を見ますと、一般社会においては、企業ではまさかあんなことをしないとと思うようなことが起きるんですね。驚きました。被害者に対して、加害者と強制的に会うように命じて、加害者の気持ちを分かれと上司が言う。このままだと彼は困るぞ、だからあんな許せと。そういう問題なのかと。誰の視点で物考えるのかということに関する一般社会とはかなりずれた認識が残っているのかなという不安を感じざるを得ない報道があって、そのあたりでハラスメントに関連するような問題も決してなくなってはいないどころか、今後、基本的に小さいところを一つ一つ見て、意識啓発を進めていかないと戻ってしまうんだなと感じさせるこの頃です。

○人権・男女共同参画課長 まさに今、会長からおっしゃっていただいた内容をしっかりやっていかないといけないのかなと実感しているところです。区のほうでも、ジェンダー主流化、あらゆる分野の中で、男性、女性というジェンダーによって不平等が永続しないように、あるいは、そのまま意識せずに行っていることによって不平等が増長しないようにしていかないといけない。ひとしく利益を受けられるようにという取組みを、それぞれのスポーツの話もありましたし、教育の話もありましたし、いろんな分野の中で、実践する所管のほうでもしっかり意識をして取り組んでいってほしいというところがあって、やはりその部分に関して、男女共同参画の役割は非常に大きいのではないかとこのところがあります。

先ほど係長からも説明させていただいたんですが、庁内の各部管理職に対して、ジェンダー主流化を具体的に進めていってくださいと。ただ、ジェンダー主流化といってもよく分からない部分がありますので、具体的にそれぞれの部の中でどうやってジェンダーの視点を持ってそれぞれの分野の施策を充実させていけるのかというところの手順だったり、考え方を今まとめて、これから全庁に改めて周知させていただこうと考えているところです。

○会長 どうもありがとうございます。今のことも結構ですし、ほかのことも結構ですが、いかがでしょうか。

○委員 私は、男女共同参画のワーク・ライフ・バランスということで、今お配りいただいた事業者表彰の紹介のパンフレットの感想を述べさせていただいてもよろしいでしょうか。

区内に区民として住んでいるんですけれども、区内の企業様がどんな方たちなのかというのを知る機会はほとんどなかったなと思っていました。このパンフレットを開いて、なるほどというか、身近に感じる中身だと思いました。また、ワーク・ライフ・バランスはどうやったらいいのかとか、男女共同参画はどうやったらいいのかと思われる企業さんが多いのではないかと思う中で、ただ表彰者を書くだけ、載せるだけではなくて、中身をしっかり丁寧に取材して、顔の見える形で美しいパンフレットに仕上げたところが、私はすごくよいと思っています。こういうものの作り方によっては追従したくなくなるとか、スルーされてしまうことはよくあると思うんですけれども、何かすてきだなとか、こういうことなのかとか、うちもやってみようと思うようなことを表現、後押しするような中身になっているなど。さらに言うと、それぞれの会社さんでどこがポイントになったのかが見出しで立っているとよりいいなど。これは私の要望でございます。

そして、らぶらすさんの活動とか、後ろには世田谷区の意味を感じる力強いコピーがあって、この文言とかも、ありきたりではなくて、ここにしっかりと意思を持って進めているということを表明しているところが非常によいと思いました。なかなかこうしたものを見る機会がなかったんですけれども、多くの人に見ていただけたらいいなと思うのと、こういうものを丁寧に、地に足のついた行動として、丁寧な取材とともに制作されているということがすばらしいなと思いました。

○会長 パンフレットについての感想ですね。なかなかよくできているということと、力強い意思とか、そうかもしれませんね。「男女共同参画は、困難な次代を乗り越える武器になる。」と、なかなか普通はあまりないコピーですね。男女共同参画をしましょうみたいな話はあるけれども、これは重要な武器になるんだぞという企業さん向けのメッセージですね。

○副会長 今のコメントに関連して、パンフレットの一番上に、評価のポイントとして①から③まで3つ書いてあるので、それぞれの企業が特にどのポイントで評価されたかが載っていると、より分かりやすくなるかなと思いました。

○委員 私も拝見させていただいて、すばらしいと思いながら、ぜひ子どもたちにも見せたいと思っていました。今、皆さんがいろんなアドバイスをおっしゃられたので、私も少し。インタビューの内容まで言うのであれば、南海工業さんの代表の方です。右側に2人の技術の仕事を行っている女性の方が並んでいるんですけれども、代表の方が評価としているポイントというのは、顧客対応とか若手の指導とか、女性のいわゆる母親と

しての役割ですね。ですので、もっともっと技術者としての役割というのを評価いただけたらもっとすてきだなと思いました。余談ですが、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。いろいろアイデアとか御示唆いただきましたので、次回、こういうものをつくる時に御参考にしていただければと思います。どんどん基準が上がって次の方はプレッシャーになりますね。でも、とても褒めていただいたので、次回はこれ以上に、さらによいものに。

ほかはいかがでしょうか。

○委員 この表彰事業がスタートしたとき、もう何年になるかなと思って、私、毎年これを拝見するんですけども、まずは続いていること、継続されていることのすばらしさをぜひ皆様に御確認をお願いしたいと思いました。最初はこんな立派な形ではなかったと思います。確かに表彰式はありましたけれども、今年のはすごいと思って。でも、これはやはり続けてきたからこそ、こういうふうに進化を遂げてきているんじゃないかなと思いましたし、この事業の発案は、今の男女共同参画課の職員の中からそれも女性から出てきたものだ記憶しているんですけども、記憶違いだったら申し訳ありません。ですから、こういう形になるんだ、すごいと思って、そこを皆様にお伝えしたかったです。

○会長 いつ頃始まっているのですか。そしてやはり男女共同参画課ですか。

○人権・男女共同参画課長 平成19年度に第1回目を実施しまして、今回で15回目になります。

○委員 御説明ありがとうございます。私は別のことになるんですが、6ページの方策1の取組み1、らぷらすの施設を中高大学生へ開放したことを、非常に興味深く思っています。こういった施設に別の目的で気軽に通うことができ、それに合わせて情報提供を受けられたり、講座につなげられたりということでアプローチできているんですね。行った期間が夏休みの期間、それから9月に引き続きということだったんですが、利用状況ですとか現在どのようになっているかなどを教えていただければと思います。

○事務局 自習室の様子ですが、7月に始めて以来、その時点から20名ぐらいのアベレージでお越しいただいていたんですが、やはり勉強する環境とか、そういったところも非常にいいという意見をいただいております、今現在ですと30人、40人ぐらいの方に、学生さんが多いですが、お越しいただいている状況で、より快適な状況にできるようにもっと工夫していきたいと考えております。

○会長 現在も続いているのですか。

○事務局 現在も続いております。

○委員 ありがとうございます。居場所としてもすごくいいと思いますし、その年代の方たちならではの視点にたったようなプログラムなども、小さな講座からでも何かつくっていかれるとすごくいいなと思いました。

○会長 ほかはいかがでしょうか。

だんだん時間が迫ってまいりまして、そろそろ終わりたいと思っておりますが、もし御意見がございましたら、どうぞ。

よろしければ、報告事項(2)をこれで終わらせていただきます。

本日の予定案件は全て終了したことになります。全体を通じて御質問等がありましたら、お願いします。

○副会長 今年度はこれが最後の審議会になりますよね。私、昨年度も申し上げたんですが、らぶらすと国際交流センターの相互乗り入れ、その連携ということで、世田谷らしさを打ち出す上で大事ではないかということをお願いしたのですけれども、現状どうなっているかということをお伺いしたいのが1つ。

今ホームページを見てみたんですけれども、例えば簡単な連携として、それぞれのホームページにリンクをお互いに張るとか、一番お金もかけずに簡単にできると思うのですが、見たところまだそうになっていないようです。国際交流センターのほうはトップページの下に10個か12個ぐらいいろんなバナーを置いているんですが、そこにらぶらすを入れてもらったらすぐできるかなというのが1つアイデアとして思いました。

それから、これは今後、来年度か再来年度か分からないですが、できたら1度この2つの機関で何か共催事業を実施してもらえるといいかなというのを希望として申し上げたいと思います。

○館長 この4月ですが、クロッシングせたがやさんでやられた講座の中で、ジェンダーについて学ぼうというのがございまして、その中でらぶらすの御紹介をさせていただいて、その後、そんな頻繁ではないですけれども、いろいろな情報交換はさせていただいております。ただ、ホームページはやっておりませんので、早急に対処いたしたいと思っております。

○会長 どうもありがとうございました。全体を通じてほかはございますか。

それでは、これで本日の審議会の議事を終了とさせていただきます。この後の進行は、事務局にお返しいたします。

○人権・男女共同参画課長 皆様、本当に今日はどうもありがとうございました。答申ということで、節目の会になったのではないかと考えております。

先ほど副会長からもありましたように、審議会としては今年度最後です。皆様の任期についても、令和4年5月末からの2年間ということで、審議会としては恐らく今回が最後ではないかということで、この間、審議会として御議論いただきまして本当にありがとうございます。改めて御礼申し上げたいと思います。

まだ部会についてはそれぞれする開催する機会がございますので、またそのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、令和5年度第3回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時54分閉会